(7)水源地域等との連携

(中期目標)

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住 民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益 地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域代表 者との意見交換等により地域のニーズを把握した上で、自治体、住民等と協働し水 源地域対策等に取り組む。

(年度計画)

水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域代表 者との意見交換等により地域のニーズを把握した上で、自治体、住民等と協働し水 源地域対策等に取り組む。

(年度計画における目標設定の考え方)

地域との連携の促進を図るため、地域代表者との意見交換会等により地域のニーズを把握し、水源 地域等の活性化に寄与する取組を行うこととした。

(平成20年度における取組)

水源地域等との連携

1.地域のニーズの把握

地域のニーズを把握するため、全事務所において地域代表者との意見交換会等を行 い、水源地域対策の取組を行った。

表・1 地域ニー人に基づく取組			
地域の要望等	取組内容	実施箇所	
ダム湖及びダム周辺を活	公民館祭り特別企画としておんたけ湖	愛知用水	
用した地域振興	上体験を実施		
	「水の始発駅」フォーラムの活動に参	味噌川ダム	
	加		
	地域のイベントに合わせたダムのライ	早明浦ダム	
	トアップの実施		
	佐賀機場で受益地の農産物の販売会を	筑後川下流用水	
	実施		
	能勢電鉄とタイアップしたイベントに	一庫ダム	
	ダム堤内見学を実施		
	水没した家屋の真上の湖面に「あかり」	日吉ダム	
	を浮かべ、家屋からの灯りを再現し往		
	時を偲ぶ活動に協力		

環境の保全	アユの遡上・降下に配慮したゲート操	利根大堰
	作	
	人工河川でのサツキマスの稚魚放流事	長良川河口堰
	業への協力	
	貯水池・河川環境の復元に関する意見	一庫ダム
	交換会実施	
	オオサンショウウオの保全対策の継続	川上ダム
	的検討	
	護岸前面に航路等の浚渫土を利用した	霞ヶ浦開発
	植生基盤を造成し、湖岸植生の復元や	
	ワカサギ等の産卵場の改善を図る	
ダム下流河川の環境改善	フラッシュ放流の実施	下久保ダム等
	ダム下流への土砂供給	室生ダム等
	弾力的管理試験	寺内ダム等
水質改善・監視	黒部川の浄化用水導入試行	利根川河口堰
	霞ヶ浦に流入する汚濁負荷を削減する	霞ヶ浦開発
	ために、堤客水路内に炭素繊維を設置	
	印旛沼の流動化運転	印旛沼開発
ゴミの投棄対策	不法投棄されたゴミを地域住民、関係	高山ダム

中期計画に掲げる地域ニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理については、前年度に引き続き、平成20年度も全事務所において様々な形で地域代表者との意見交換会等を通じ、地域のニーズに合った取組を実施しており、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

(7)水源地域等との連携

1)上下流交流と施設周辺地域交流

(中期目標)

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、施設を核とした上下流交流を管理 を行う全ダムにおいて実施する。

また、地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域との対話と情報の共有に努めるとともに、本社・支社局と連携を図り、全事務所において、毎年施設周辺地域との交流の機会を設け又は参加する。

(年度計画)

水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、すべての管理所及び建設工事を行っているダムの事務所において、施設を核とした上下流交流を実施する。

また、地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域との対話と情報の共有に努めるとともに、本社・支社局と連携を図り、全事務所において、施設周辺地域との交流の機会を設け又は参加する。

(年度計画における目標設定の考え方)

水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、すべての管理所及び建設工事を行っているダムの事務所において、施設を核とした上下流交流を実施することとした。

また、地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域との対話と情報の共有に努めるとともに、本社・支社局と連携を図り、全事務所において、施設周辺地域との交流の機会を設け又は参加することとした。

(平成20年度における取組)

上下流交流と施設周辺地域交流

1.上下流交流活動の推進について

水源地域と下流受益地の相互理解促進のための上下流の交流活動として、上下流住 民の交流やその行事、下流域利水者の水源地視察など、全29事業所で参加又は協力 した。

/// /// 管理所での具体的な取組事例 / /// /// /// /// /// ///

(1)下流受益地の方々が水源地域で植樹活動を実施

長野県西部地震の災害跡地の森の再生と愛知用水の水源である牧尾ダムの水源の森を造成することなどを目的として、王滝村、中日新聞社、中部森林管理局及び機構からなる「2008未来世紀へつなぎ緑のバトン」実行委員会が主

催する植樹活動に参加した。(愛知用水)

NPO法人さめうら水源の森ネットワークや地域住民らによる「さめうら水源の森整備交流会」に参加し、間伐作業や植樹作業を行った。

(吉野川局、早明浦ダム)

NPO法人徳島県新町川を守る会、NPO法人高知県れいほく活性化機構等の 上下流交流会並びに森林整備活動に参加した。

(吉野川局、池田総管、旧吉野川河口堰)

香川県NPO法人や各種団体、行政機関、一般住民が里山再生と水源涵養林の育成への啓蒙活動として「森の文化祭」を開催し、準備会から参加した。

(吉野川局、香川用水)

愛知用水受益市町村連絡会議が主催する「愛知用水受益市町村植樹祭」に参加 した。また、名古屋市上下水道局の主催による堤体付近の清掃や貯水池法面での 植樹活動に参加した。(愛知用水、味噌川ダム)

(2)下流受益地の方々が水源地を訪れ、水源地域の方と交流

水源地である下久保ダムの地域の親子と下流域の利根大堰地域に関係する親子の交流を深めてもらうとともに、普段使っている水が、何処から運ばれているのか知ってもらうために利根川大堰の施設見学と交流会を開催した。

また、サケの遡上期に利根川上流域の群馬県神川町及び下流域の埼玉県加須市の児童が、利根大堰施設の見学とすることにより、サケの遡上を観察するなど「サケ観察会と施設見学会」を実施した。(下久保ダム、利根導水)

埼玉県水のふるさと応援団事業及び水源地域住民による交流会が開催され下久 保ダムの施設見学会を実施した。(下久保ダム)

水源地である岩屋ダムの所在する下呂市金山町及び馬瀬の小学生と木曽川下流の稲沢市の小学校を対象に岩屋ダム施設見学を実施した。

(岩屋ダム、木曽川用水)

長良川下流域の桑名市小学生が水源地である上流地域の郡上市などを訪ね、地域の方々とのふれあいや水文化にふれる「長良川源流たんけん」を実施した。

(長良川河口堰)

下流受益地域の四日市市・菰野町内の住民(主に小学生)を対象に三重用水施設の施設見学会や水質調査体験などを実施した。(三重用水)

ミ(3)受益地域で行われる行事等に水源地域が参加

名古屋市上下水道局が浄水場の開放を行う水道週間行事「なごや水フェスタ」 に参加し、ダムのパネル展示等を行った。(岩屋ダム)

京都府営水道乙訓浄水場の施設開放に合わせ、日吉ダムも施設見学を開催した。また、受益地となる向日市が開催した「向日市まつり」に南丹市と伴に参加し、

広報パネルの展示や流木リサイクル堆肥を配布した。(日吉ダム)

(4)上下流の住民が川をテーマに集う集会に参加

利根川の自然を歌にして上下流の住民が集い合唱する「利根川源流讃歌第8回 発表会」が群馬県民会館で開催され、パネル展示などの広報活動や集会の運営に 協力した。(群馬用水、沼田総合)

利根川における水や水質への関心を高め、ダム等の水資源施設の役割の理解を 得るために「利根川の水源と河口を訪ねる旅」を実施した。

(本社、沼田総合、奈良俣ダム、利根川下流総合)

群馬県が主催した上下流交流会で、受益地である東京都民を招いて、ダムの役割など施設見学会に協力した。(下久保ダム)

(社)とくしま森と緑の会・(社)高知県森と緑の会が主催する下草刈り等の森林整備を体験行事に参加、水源かん養等の重要性を知るための学習の一環としてのダム見学会を実施した。(早明浦ダム)



写真 - 1 サマー体験学習会 (岩屋ダム)



写真 - 2 さめうら水源の森整備交流会 (早明浦ダム)



写真 - 3 水のふるさと応援団事業 (下久保ダム)



写真 - 4 育樹祭 (味噌川ダム)

取組事例 1

平成20年11月8日に思川開発建設所において「下沢引田農村環境保全の会」

主催による引田生物引っ越し作戦が開催され、職員もイベントの補助として参加した。

機構による改修工事が行われる引田地区の用水路(引田地区生活向上センターから、古関ドライブイン付近までの区間の水路)を事前調査した結果、豊富な自然環境があり、多種多様な生物がいることが判明したことから、改修前に地元の皆さん(下沢・引田自治会、下沢・引田長寿会、育成会、みどりの村など)に声がけを行い、約50名の方が参加され、(機構からも10名の職員が参加)水路の生物を移転した。地域に棲む豊富な生物を再認識し、観察し移転させることを通じて、環境保護の必要性や事業への理解を深めるための機会として有効なイベントとなった。

また、平成20年11月24日上久我区内において「第2回加蘇コミュニティー祭」が開催され、建設所からも区主催事業への協力による地域交流とイベントを通じての事業への理解醸成のため参加した。





写真 - 5 引田生物引っ越し作戦の状況

取組事例 2

荒川ダム総合管理所では、水の週間に合わせ水源地域ビジョンの一環として、毎年、浦山ダムを会場とし「秩父さくら湖まつり」を開催している。平成20年はダムへの関心・知識を広げてもらうことを目的とし、ダムに関するクイズ形式のスタンプラリーや巡視船によるダム湖の体験乗船、普段は入ることができないダム内の施設見学会を行い、好評を得た。

また、平成20年10月26日に秩父市の主催による「大滝紅葉まつり」にダ ムをPRするため参加した。大滝紅葉まつりは10月24日から11月9日の間 において、秩父市大滝地域で開催される祭りであり、期間中は、メイン会場であ る三峯神社周辺のカエデのライトアップや郷土芸能披露・ハイキングをはじめ、 さまざまなイベントが行われた。荒川ダム総合管理所は、特設ブースにてパネル やパソコンを使用した展示を行いダムの役割などについてPRを行った。

さらに、平成20年11月2日に地元自治会が主催する浦山文化祭に参加した。 浦山文化祭は浦山ダムのある地域の自治会が毎年開催しており、荒川ダム総合管 理所では、ダム提体内の見学会を行い、地元の方がダムに親しみを持ち、ダムの ○役割等についての理解を深められるようPRを行った。



写真 - 6 秩父さくら湖まつり



写真 - 7 ダム堤体内の見学会

取組事例3

平成20年10月20・22・27・28日の4日間と11月25日の計5日間にわたり、川上ダム建設所主催の「水の調査隊」を開催し、地元青山小学校の6年生と4年生の約200名が参加した。水の調査隊は、水源となるダムの建設現場やその周辺の自然環境がどうなっているかを実際に見学し、自ら調べることの楽しさを体験することを目的として、川上ダム建設所が企画した。

まず最初に、ダムの事業概要について説明後、実際にダムの建設現場に行き、 地盤調査のために掘ったトンネル(横坑)では、実際に岩盤をハンマーで叩いて 場 岩盤の硬さを体験したり、オオサンショウウオの保護池でオオサンショウウオの 観察、付替道路の工事現場で建設機械への試乗などをした。

また、平成20年9月21日に、川上ダム建設所で地質現地説明会を開催し、地元関係者など9名が参加した。この説明会はダムサイト上流右岸鞍部をとおる活断層は存在しないとする機構の見解に関心を持つ一般者に対して、淀川水系流域委員会の要請により、事業者の機構から正しく説明することを目的とし、開催した。当日は、実際に現地では斜面の断層が露頭している箇所や地形の様子を歩いて観察し、参加者の方々からは、「実際に目で見て、断層の大きさや固さが確認できて安心できた。」「十分な調査をしていることがわかった。」との感想を得た。



写真 - 8 水の調査隊



写真 - 9 地質現地説明会

取組事例4

平成20年7月25日に、大山ダム建設所において「ふるさと水ウォッチング2008」を開催し、水源地域である日田市前津江町及び大山町からそれぞれ3校、下流受益地である福岡県久留米市から1校の計7校、約100名の児童が参加した。

初めに、大山ダムの建設現場の見学を行い、事業概要やダム建設について学習した。その後、交流行事としてコンクリートの材料となる原石(骨材)に名前や目標・夢などを書く「メモリアルストーン」づくり等を行った。最後に、閉会式にて児童の代表者から水の大切さや上下流交流の感想について発表をしていただいた。

また、平成20年11月9日に、大山まつり実行委員会の主催により「大山NPCまつり」が大勢の参加者の下開催され、農産物品評会・即売会や梅まつりフォトコンテスト作品展、スーパー竹とんぼ製作体験、カヌー体験などが行われた。

大山ダム建設所は、このイベントにおいて大山ダム建設所コーナーを設け、大山ダムパネル展、大山教授の大山ダム教室を上映し、建設中である大山ダムの事業概要や環境に配慮した取組等についてPR等を行った。





写真 - 10 大山ダムふるさと水ウォッチング

取組事例 5

香川用水施設緊急改築事業で、平成20年度に地元住民をはじめ、小学生や関係機関等で調整池関連施設を見学に訪れた人は、83回にわたり約1700名であり、調整池や水の大切さを理解してもらう重要な機会となった。また湖岸を利用し、地元三豊市主催のマラソン大会も行われた。

香川用水調整池周辺の残土処分場については、地元行政と調整の結果、約10haを地元の公共団体に管理委託し、地域に開放して利用してもらうこととした。



写真 - 11 湖岸を利用したマラソン大会

2.施設周辺地域とのコミュニケーション

施設周辺地域の住民等に施設の役割等について理解を深めるため、全ての事務所において、施設周辺地域との交流に取り組み、平成20年度は地域行事への参加(協力) 清掃活動、施設見学会等を始めとする7活動延べ150回の取組を行った。

なお、特定施設であるダムにおいては、水源地域ビジョンの推進会議に事務局等として参加し、ダム水源地域との連携を図った。

。*灬* 水源地域ビジョンとは *灬 灬 灬 灬 灬 灬 灬 灬 灬 灬 灬 灬 灬 灬 灬 灬* ハ

水源地域ビジョンとは、ダム水源地域の自治体、住民等がダム管理者と共同で、下流の自治体・住民や関係行政機関に協力を求めながら策定する水源地域活性化ののための行動計画であり、ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図図り、流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図ることを目のとしている。

なお、機構の管理する特定施設であるダム(22ダム)については、平成15 年度末までに策定を完了し、滝沢ダムでは平成16年度、徳山ダムでは平成18 ●年度に策定している。

表 - 1 施設周辺地域での活動内容

No contra contra

	<u> </u>	
項 目	実 施 内 容	事務所数
清掃活動	・地域で実施する河川やダム湖周辺等の除草や清掃活動	2 9 事務所
	に参加	
	・貯水池内の釣り糸、釣り針及びゴミの回収に協力	
	・河道内のヨシを刈るなど河川環境の保全活動に協力	
	・貯水池に溜まった流木の有効活用として、希望者に配	
	布するなどの活動を実施	
	・清掃登山(登山道の美化及び環境保全の啓発)に参加	
施設見学会等	・施設周辺市町村の住民や関係機関の職員に対して施設	2 9 事務所
	見学会を実施	
	・ダム湖に生息するおさかな勉強会を実施	
	・中学生を対象に職場体験学習を実施	
	・環境学習会を開催	
	・海外からの研修生等に施設説明会を実施	
	・鉄道会社と連携したダム見学会を実施	
	・周辺小学校等の実施する施設見学会に協力	
	・地域住民や小学生などに魚道の見学会を実施	
	・サケの遡上・採卵の観察会を実施	
	・ホタル見学会を実施	
地域行事への	・地域が実施するイベント・学習会等に参加・協力	2 4 事務所

参加	・パネル展示やDVD映像等により事業をPR、イベン	
	トの参加者にアンケートを実施	
	・祭り、マラソン大会、レガッタ大会、カヌー大会、つ	
	り大会、自転車レース大会、スポーツ交流会等の施設	
	周辺で行われるイベントには、施設の一部を開放する などの協力	
	・水源の森整備で下草刈りや間伐に協力	
	・外来駆除活動に参加	
	・貯水池周辺に植えられている桜の木の剪定作業に参加	
植樹活動	・貯水池周辺や水源地域での植樹活動などに参加または	13事務所
	協力	
利水者との交	・水道事業者と相互の施設の見学会を実施	1 2 事務所
流	・利水者の行う水道や農業に係るPR活動等に協力・参	
	ከ በ	
	・利水者と施設の管理状況等についての勉強会を開催	
地域との意見	・地域住民代表との懇談会を開催	1 1 事務所
交換等	・地域の住民等と共同で施設の巡視を行い、意見交換	
	・利水者を対象に管理に関する意見交換会を開催	
	・地域住民等に下流河川の復元に向けての取組に対する意見	
	交換会を実施	
水の週間行事	・「水の週間」や「森と湖に親しむ旬間」の行事としてイ	2 9 事務所
等	ベントを開催するとともに、施設見学会等を実施	
	・川をきれいに絵画展や写真展の会場を提供協力	
その他	・農業者宅での農業体験(田植え・稲刈り)を実施	17事務所
	・地元農業高校や市民ボランティアによる空芯菜による環	
	境への取組(栽培、生育調査、収穫、試験販売)	
	・小学生を対象にサツキマス郷土料理体験学習会を開催	
	・小学生などを対象に水生生物調査や自然観察会を実施	
	・水の大切さや施設の役割を知ってもらうよう、小学校	
	や中学校への訪問授業を実施	
	・漁業組合などが実施するアユなどの魚の放流体験に協	
	カ	
	・地元自治体や学校の実施する職場体験を受入	
	・地元高校生や県水産試験場の職員等と神流湖内の陸封型ア	
	그調査を実施	
	・地元中学生に「水難防止ポスター」を作成依頼し、近隣の	
	小学校や関係機関や水路フェンスなどに貼り、水難事故の啓	
	発に努めた。	
	・漁業組合などが実施する人工河川施設でのアユふ化事業	

- ・地元警察署主催の交通安全防止運動に参加
- ・「なんでもクラフト大作戦」と題して、貯水池周辺の山に 増え過ぎた竹を利用した竹細工教室を開催
- ・流木チップに産み付けられた卵から育った幼虫を寄贈
- ・「ダム水源地探訪記」の発行



写真 - 1 2 河川清掃活動 (筑後大堰)



写真 - 13 施設見学会 (両筑平野用水)



写真 - 14 陸封アユ調査 (下久保ダム)



写真 - 15 流木ペインテイング (一庫ダム)

平成20年度において、各事務所において、事業関連地域との連携を促進するため、施設周辺地域とのコミュニケーションを増進した。また、上下流の相互理解を促進するための交流については、水源地の見学会や利水施設の見学会、水源涵養のための植樹活動を幅広く展開するなど、これまでの活動を継続して実施した。

このことから、中期計画に掲げる地域交流の実施とコミュニケーションの増進については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。



(7)水源地域等との連携

2)貯水池保全のための森林保全

(中期目標)

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

貯水池保全のために森林保全に取り組む。

(年度計画)

貯水池保全のための森林保全の方法を検討する。

(年度計画における目標設定の考え方)

年々進行する堆砂は貯水量減少や濁水長期化の原因となることからその対策を行い貯水池機能(利水及び洪水調節容量)を維持し、長寿命化を図ることが大きな課題であり、貯水池保全の観点から土砂及び流木の流入を抑制する必要があり、流域内の山林整備の取組が重要となっている。このため、貯水池保全のための森林保全の方法を検討することとした。

(平成20年度における取組)

貯水池保全のための森林保全

機構は、社会基盤の一つである「水」の安定供給、また、河川沿線の生命、財産及び社会資本の被害軽減を図るたための洪水調節という重要な業務を実施している。

長期に亘ってこれらの役割を果たす上で、年々進行する堆砂は貯水量減少や濁水長期化の原因となることから、その対策を行い貯水池機能(利水及び洪水調節容量)を維持し、 長寿命化を図ることが大きな課題である。

貯水池保全のためには土砂及び流木の流入を抑制する必要があり、その原因のひとつとして、十分な山林整備(間伐等)が行われていないことがあげられる。このため流出土砂抑制方策としては山林整備従事者が積極的に整備を行う仕組み作りが必要であることから、平成20年度には、山林整備で発生する間伐材等の活用を図るため、防護柵やバイオマス発電の有効性に関する検討に着手した。

具体的には、早明浦ダムにおいて、森林荒廃と土砂流出に関する既存文献等の収集 や森林整備に関して森林関係部署等との事前調整を行い、山林整備で発生する間伐材 等の活用についての先行事例の施設視察を行うとともに、活用にあたってのシステム 構築や運用についての情報収集や勉強会を実施した。

平成21年度以降、これらの検討を踏まえ、間伐材等の活用方策の実証実験に着手 予定である。

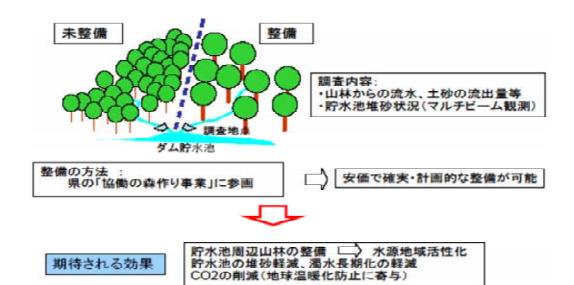


図 - 1 森林荒廃と土砂流出に関する調査検討のイメージ

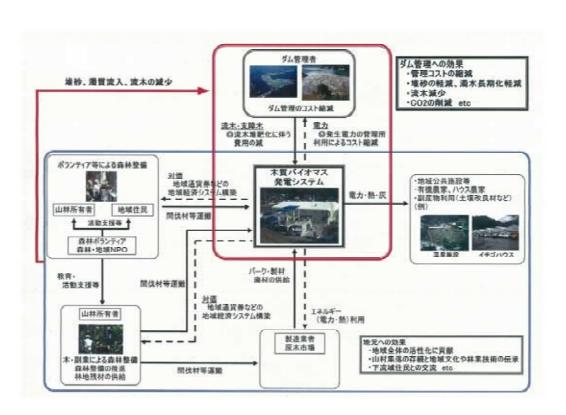


図 - 2 間伐材等の活用のイメージ (バイオマス発電による地域循環システム)



写真 - 1 先行事例の施設視察 (バイオマス発電)

平成20年度から、山林整備で発生する間伐材等の活用を図るため、防護柵やバイオマス発電の有効性について検討を行い、将来的な活用が可能かについての検討を開始した。このことから、中期計画に掲げる貯水池保全のために森林保全に取組については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

_	243	_

(7)水源地域等との連携

3)湖面・湖岸の利活用

(中期目標)

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

水源地域の活性化のため、地域資源である湖面・湖岸の利活用を検討し実施する。

(年度計画)

水源地域の活性化のため、地域資源である湖面・湖岸の利活用を検討し実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

水源地域を活性化させるために、貯水池湖面や湖岸の利活用を検討することとした。

(平成20年度における取組)

湖面・湖岸の利活用

1.湖面・湖岸の利活用

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域資源である湖面・湖岸の利活用を検討し実施した。

水源地域の活性化のために定めている水源地域ビジョン計画に沿った湖面や湖岸利用を図っており、平成20年度は、地域のニーズの把握と湖面活用等についての先行事例の収集等を行った。

ダム湖面のカヌー利用等



写真 - 1 湖面利用 (草木ダム)



写真 - 2 湖面利用 (青蓮寺ダム)

- 244 -



写真 - 3 湖面利用 (味噌川ダム)



写真 - 4 湖面利用会議 (下久保ダム)



写真 - 5 親水湖岸の利用(釣り大会) 写真 - 6 調整池・湖岸マラソン (寺内ダム)



(香川用水)



写真 - 7 湖面利用 (バス釣り大会) 写真 - 8 湖面の清掃 (早明浦ダム)



(早明浦ダム)

平成20年度においても、水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に 貢献するため、水源地域ビジョンに沿った取組を自治体、住民等と積極的を実施し てきている。このことから、中期計画に掲げる水源地域の活性化のため、さらに地 域資源である湖面・湖岸の利活用を検討し実施することについては、本中期目標期 間中、着実にその目的を達成できると考えている。

(8)広報・広聴活動の充実

(中期目標)

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

(中期計画)

機構の果たしている役割・業務について、利水者をはじめ 広く国民の理解を得るため、必要な情報を的確に発信し広報活動の質の向上に取り組むとともに、国民の意見募集など広聴活動を行う。

(年度計画)

機構の果たしている役割・業務について、利水者をはじめ広く国民の理解を得るため、必要な情報を的確に発信し広報活動の質の向上に取り組むとともに、国民の意見募集など広聴活動を行う。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構事業について、利水者をはじめ広く国民の理解を得ることを念頭に、積極的に適時的確な情報 発信を行うこととした。

(平成20年度における取組)

広報・広聴活動の充実

ホームページについては、水事情・渇水情報の適時的確な提供に努めたほか、高齢者・障害者が利用しやすくするための提供方法のガイドラインを作成した。

広報誌「水とともに」において、機構の管理業務について掲載するとともに、水に関する土木技術者の紹介記事の掲載など、水の重要性や先人の努力等について、情報発信を行った。また、モニター等からの意見を踏まえ、誌面構成等の改良(写真等の拡大、文字背景の簡素化など)を行った。

平成20年度機構パンフレット「事業のあらまし」においては、利用者が使いやすい形となるよう本編・資料編に区分するとともに、文字背景の簡素化等を行った。

広聴活動については、2.(1) 1) 2)記載(P.294~P.297参照) のとおりである。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

機構の果たしている役割・業務について広く国民の理解を得るための取組を進めることにより、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

	247	
-	241	-

(8) 広報・広聴活動の充実機構が提供する情報の充実

(中期目標)

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

(中期計画)

利水者をはじめ広く国民への的確な情報の発信に資するため、広く受信者や有識者の意見等を聞いたうえで、ホームページ、広報誌等による情報の内容充実と提供方法の改善に努める。

なお、ホームページにおいては、発信する情報について高齢者・障害者が利用し やすいよう改善に努める。

(年度計画)

利水者をはじめ広く国民への的確な情報の発信に資するため、広く受信者や有識者の意見等を聞いたうえで、ホームページ、広報誌等による情報の内容充実と提供方法の改善に努める。

なお、ホームページにおいては、発信する情報について高齢者・障害者が利用し やすくするため、提供方法のガイドラインを作成する。

(年度計画における目標設定の考え方)

ホームページ、広報誌等による情報の内容充実と提供方法を改善し、必要な情報の的確な発信により、広報活動の質と向上を図ることとした。

(平成20年度における取組) 機構が提供する情報の充実

1. 利水者等への情報提供

渇水情報、水事情や機構の管理業務等について、各種メディアを通じて情報発信し、 利水者や国民に的確な情報を提供した。

また、一般紙、地方紙、専門紙等に対して、適時的確に記者発表を行い(129回 実施)、特に洪水調節を行った際にはその効果について記者発表を行った(6回実施)。 特に渇水時においては、早明浦ダムからの補給量をグラフ掲載するなど国民に関心 の高い水源情報の積極的な発信に努めた。

吉野川水系の渇水では、一般住民やマスコミからの各種問合せに対してきめ細かな 対応を行うとともに、新たに池田総合管理所のホームページに毎正時の早明浦ダム利 水貯水率を速報値として掲載するなど、国民の関心の高い水源情報の積極的な発信に 努めた。

渇水期間中の平成20年7月~11月の5ヶ月で、吉野川局では約76万件、池田総合管理所では約15万件のアクセスがあった。(再掲)

2.情報提供方法の改善

発注情報ページの改善、新着情報コーナーの充実等により、アクセスの容易化を図るとともに、新たに技術開発等に関するページを作成し、技術論文を掲載したほか、ホームページを高齢者・障害者が利用しやすくするための提供方法(アクセシビリティの改善)のガイドラインを作成した。

また、毎月1回ホームページへのアクセス分析を行い、よりアクセスし易いホーム ページについて検討した。

広報誌「水とともに」において、機構の管理業務について掲載するとともに、水に関する土木技術者の紹介記事の掲載など、水の重要性や先人の努力等について、情報発信を行った。また、モニター等からの意見を踏まえ、誌面構成等の改良(写真等の拡大、文字背景の簡素化など)を行った。

平成20年度機構パンフレット「事業のあらまし」においては、利用者が使いやすい形となるよう本編・資料編に区分するとともに、文字背景の簡素化等を行った。(再掲)



図 - 1 本社ホームページ 「渇水情報」サイト



図 - 2 本社ホームページ 「技術開発・技術論文等の発表」サイト



図 - 3 機構パンフレット

発信する情報の内容充実、提供方法の改善、ホームページのアクセシビリティーの改善に引き続き取り組むことにより、必要な情報の的確な発信、より質の高い広報活動が図れるものと考えており、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

	251	
-	231	-

(8) 広報・広聴活動の充実

緊急時における迅速かつ的確な広報の実施

(中期目標)

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

(中期計画)

地震、風水害等の緊急時において、利水者、地域住民等の不安を払拭するため、 関係機関との調整を図りつつ、利水者、地域住民等に必要な情報を迅速かつ的確に 伝達する。

(年度計画)

地震、風水害等の緊急時において、利水者、地域住民等の不安を払拭するため、 関係機関との調整を図りつつ、利水者、地域住民等に必要な情報を迅速かつ的確に 伝達する。

このため、緊急時において利水者・地域住民等に提供すべき情報の内容及び発信体制について検討を行う。

(年度計画における目標設定の考え方)

緊急時において発信している情報等について、現状の把握を行うこととした。

(平成20年度における取組)

緊急時における迅速かつ的確な広報の実施

各管理事務所のホームページにて発信している、地震、風水害、水質事故等の緊急 時における情報内容の確認、発信体制の調査を行った。

29ダムにおいては、ダム諸量情報をホームページに掲載しており、風水害時にダム放流量やダム状況図を提供することで、下流利水者等における上流状況の把握に寄与した。

また、防災情報として、防災情報センター(国土交通省)の情報や関係する県の水 位雨量情報をリンクとしてホームページに掲載、あるいは不法投棄に伴う油膜浮遊や 植物プランクトン増殖による湖面変化の状況についても掲載することで、利水者、地 域住民等における状況把握や不安の払拭に寄与している。

特に水質事故発生時には、利水者等へ迅速な情報発信を行うことで、利水者側での 影響拡大防止に寄与した。

今後は、これらの結果を基にホームページによる情報発信内容の整理を行うととも に、その他の媒体を用いた情報提供方法についても検討を行う予定である。



図 - 1 防災情報の掲載(沼田総合管理所ホームページ)



図 - 2 油浮遊に対する対応 (比奈知ダム管理所ホームページ)



図 - 3 水質状況についてのお知らせ(沼田総合管理所ホームページ)

平成20年度は、現状での情報内容の確認、発信体制把握を行った。今後は、推 奨すべき事例を他の事務所へ周知するとともに、関係機関との打合せや地域交流会 などにおいて必要な情報についての意見集約を行い反映させていくことで、本中期 目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

(8) 広報・広聴活動の充実 水の週間等、各種行事への取組

(中期目標)

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

(中期計画)

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について利水者をはじめ広く国民の関心を高めるとともに、理解を深めるため、毎年8月に実施する「水の日」及び「水の週間」をはじめとする各種行事に関し、関係機関との共同開催を含め、本社・支社局及び全事務所において地域交流を実施する。

(年度計画)

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について利水者をはじめ広く国民の関心を高めるとともに、理解を深めるため、8月に実施する「水の日」及び「水の週間」をはじめとする各種行事に関し、関係機関との共同開催を含め、本社・支社局及び全事務所において地域交流を実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

関係機関とも連携し、地域交流行事等を年間を通じて実施することにより、水の貴重及び水資源開発の重要性について広く国民の関心、理解を深めることとした。

(平成20年度における取組)

水の週間等、各種行事への取組

関係機関との共同開催を含め、「水の日」及び「水の週間」における「水の展示会」の開催、「水とのふれあいフォトコンテスト」の実施、「全日本中学生水の作文コンクール」の後援、支社局・各事業所における上下流交流会、下流受益地でのパネル展示、施設見学会などを実施(全国で約7万人の来場者)し、地域交流や水資源の有限性、水の貴重等について国民の関心を高め、理解が深まるよう説明に努めた。

1(7)1)上下流交流と施設周辺地域交流(P.230)参照。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

関係機関とも連携し、地域交流行事等を継続的に実施することにより、水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について、広く国民の関心を高め、理解を深め得るものと考えており、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。



(9)内部統制の強化と説明責任の向上

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、 以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

業務運営の適正化を図るため内部統制を抜本的に強化し、リスク管理体制の整備の他、以下の措置を講ずることにより、信頼の回復を図る。

(年度計画)

業務運営の適正化を図るため内部統制を抜本的に強化し、リスク管理体制の整備の他、以下の措置等を講ずることにより信頼の回復を図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

(9) ~ に記載。

(平成20年度における取組)

内部統制の強化と説明責任の向上

取組内容は(9) ~ (P.260~P.289)に記載。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

理由は(9) ~ (P.260~P.289)に記載。



(9)内部統制の強化と説明責任の向上 コンプライアンス等の強化

1)倫理行動指針の策定

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、 以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

機構の基本理念として独立行政法人水資源機構倫理行動指針(仮称)を策定し、コンプライアンスの徹底を内外に表明する。

(年度計画)

機構の基本理念として独立行政法人水資源機構倫理行動指針(仮称)を年度当初に策定し、コンプライアンスの徹底を内外に表明する。

(年度計画における目標設定の考え方)

全役職員が、コンプライアンスを理解し、実践していくための行動基準となるものを作成し、内外 に表明することとした。

(平成20年度における取組)

倫理行動指針の策定

機構の基本理念として、職員全員を対象に指針案に対する意見募集を行い、職員からの提出意見、倫理委員会での審議を踏まえ、独立行政法人水資源機構倫理行動指針を平成20年7月に策定し、コンプライアンスの徹底を内外に表明した。(ホームページにて公表済)

倫理行動指針の策定後、遅滞なく全職員に理事長からメールで通知するとともに、 機構ホームページ上に倫理行動指針を掲載し、機構のコンプライアンスの徹底を内外 に表明した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成20年7月に策定した独立行政法人水資源機構倫理行動指針の浸透、定着に向けた取組を継続的に実施していくことにより、コンプライアンスの徹底が図られ、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

	261	
-	201	-

(9)内部統制の強化と説明責任の向上コンプライアンス等の強化

2)倫理委員会による審議

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、 以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

既存の外部有識者からなる倫理懇談会を倫理委員会に格上げし、内部統制の取組 状況に関する審議及び倫理に反する事案についての審議を実施する。

(年度計画)

倫理委員会において、内部統制の取組状況に関する審議及び倫理に反する事案についての審議を実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

外部有識者を含む委員会での審議をとおし、業務運営の適正化を図ることとした。

(平成20年度における取組)

倫理委員会による審議

平成20年1月に、外部有識者3人を含む倫理委員会を設立し、平成20年度において、倫理行動指針(案)、コンプライアンス等推進状況、契約事務処理手続の改善等、内部統制の取組状況等に関する審議を2回実施(6月11日、12月16日)した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

委員会の継続的実施により、内部統制の取組状況についてチェックが行われることにより、内部統制の強化が図られ、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

	262	
-	203	-

(9)内部統制の強化と説明責任の向上 コンプライアンス等の強化

3) コンプライアンス推進責任者の選任

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、 以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

本社・支社局及び全事務所において、コンプライアンス推進責任者を選任するとともに、法務担当部門を強化することにより推進体制を支援する。また、コンプライアンス等に関する説明会等を全事務所において毎年開催する。

(年度計画)

本社・支社局及び全事務所において、コンプライアンス推進責任者を選任するとともに、本社に特命審議役を設置し、法務担当部門を強化することにより推進体制を支援する。

また、コンプライアンス等に関する説明会等を全事務所において開催する。

(年度計画における目標設定の考え方)

コンプライアンス推進責任者の選任等、推進体制を強化するとともに、説明会の開催により、職員の法令遵守に係る意識の徹底を図ることとした。

(平成20年度における取組)

コンプライアンス推進責任者の選任

平成20年4月に、法務部門の強化とコンプライアンス推進体制の支援を目的として、本社に特命審議役を設置した。

平成20年7月にはコンプライアンスの推進に関する規程を制定するとともに、全事務所にコンプライアンス推進責任者を設置することで推進体制の拡充を図った。

平成20年7月~10月にかけて、倫理行動指針やコンプライアンスの説明会を全事務所にて実施した。さらに各事務所において職員同士の討論会を行い、倫理行動指針の浸透・定着を図った。

推進体制の強化や、各事務所における説明会の継続的実施により、コンプライアンスの徹底が図られ、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

(9)内部統制の強化と説明責任の向上 コンプライアンス等の強化

4)推進体制の強化

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、 以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

機構職員のみならず第三者からの通報を可能とするコンプライアンス専門窓口を 設置することにより、推進体制を強化する。

(年度計画)

機構職員のみならず第三者からの通報を可能とするコンプライアンス専門窓口を 設置することにより、推進体制を強化する。

(年度計画における目標設定の考え方)

コンプライアンス専門窓口において、第三者からも通報を受け付けることにより、コンプライアンスの徹底を図ることとした。

(平成20年度における取組)

推進体制の強化

平成20年7月にコンプライアンスの推進に関する規程を制定するとともに、法令 又は機構諸規則に違反する行為が行われた事実等について、機構職員のみならず第三 者からの通報を可能とするコンプライアンス専門窓口の設置を機構ホームページに掲載 し、推進体制を強化した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

コンプライアンス専門窓口を的確に運用していくことにより、コンプライアンス の徹底が図られ、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

(9)内部統制の強化と説明責任の向上コンプライアンス等の強化

5)推進状況の評価

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、 以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

倫理行動指針等の推進状況について、倫理委員会の審議、監事の監査を経て、毎年、主務省の独立行政法人評価委員会へ報告し評価を受ける。

(年度計画)

倫理行動指針等の推進状況について、倫理委員会の審議、監事の監査を経て、主 務省の独立行政法人評価委員会へ報告し評価を受ける。

(年度計画における目標設定の考え方)

倫理行動指針等の推進状況について、外部委員を含む倫理委員会での審議、監事の監査、独立行政 法人評価委員会での評価を受けることにより、内部統制強化を図ることとした。

(平成20年度における取組)

推進状況の評価

平成19年度におけるコンプライアンスの推進状況等については、倫理委員会での 審議、監事の監査(平成20年6月)を経て、平成19事業年度業務実績報告書と併 せて、主務省の独立行政法人評価委員会へ平成20年8月に報告し、評価を受けた。

平成20年度の推進状況についても、以下の内容でとりまとめた上で、倫理委員会の審議、監事の監査(平成21年6月)を経て、主務省の独立行政法人評価委員会へ本書で報告するものである。

1.倫理行動指針の策定等(再掲)

職員全員を対象に指針案に対する意見募集を行い、職員からの提出意見、倫理 委員会での審議を踏まえ、倫理行動指針を平成20年7月に策定した。

倫理行動指針の策定後、遅滞なく全職員に理事長からメールで通知するとともに、機構ホームページ上に倫理行動指針を掲載し、機構のコンプライアンスの徹底を内外に表明した。

さらに、職員に倫理行動指針が浸透し定着するよう、全国総務課長等会議で説明するとともに、平成20年7月から10月にかけて、全事務所おいて倫理行動

指針やコンプライアンスに関する説明会を実施し、各事務所において職員同士の 討論会を実施した。

機構の「役員及び職員倫理規程」を改正し、倫理行動指針の遵守を位置づけるとともに、違反した場合に監督上の措置等がなされ得ることとした。

2.倫理委員会の開催(再掲)

平成20年度において、倫理委員会を2回開催(6月11日、12月16日)し、 倫理行動指針(案)、コンプライアンス等推進状況、契約事務処理手続の改善等、内 部統制の取組状況に関して、審議した。

3. コンプライアンス推進のための組織の整備等

平成20年4月に、法務部門の強化とコンプライアンス推進体制の支援を目的 として、本社に特命審議役を設置した。(再掲)

平成20年7月に、「コンプライアンスの推進に関する規程」を制定し、

- ・本社・支社局及び全事務所に、コンプライアンス推進責任者を設置するととも に、
- ・法令又は機構諸規則に違反する行為が行われた事実等について、機構職員のみならず外部の方々からの通報も受け付けるよう措置し、コンプライアンス専門窓口について機構ホームページに掲載し周知を図っている。

なお、平成20年度は、同窓口に対する通報はなかった。(再掲)

監事機能の強化を図るため監事監査要綱を改正し、監事が監査室の職員以外の職員に監査業務を臨時に補助させることができるよう措置するとともに、必要に応じ弁護士等と情報交換・調査依頼等をすることができるよう措置した。

4.研修等の実施

職員に倫理行動指針が浸透し定着するよう、全国総務課長等会議で説明するとともに、平成20年7月から10月にかけて、全事務所おいて、倫理行動指針やコンプライアンスに関する説明会を実施し、各事務所において職員同士の討論会を実施した。(再掲)

本社、支社・局、現場事務所において、機構業務に関連する法令に関する講習会等を実施(各事務所で延べ180回)するとともに、外部講習会等を受講させた。

職員が毎日、出退勤時に利用する業務用パソコンの出退勤のページに、コンプライアンスに関する注意喚起の標語を掲示している。

飲酒運転の未然防止のため、呼気によるアルコール検知器を40事務所72箇所において設置済み(平成21年3月31日時点)。

5 . 会計監査人等の監査等

会計監査人(あずさ監査法人)による監査を、平成20年度は20回(12事

務所)受け、会計処理についてチェックを受けた。

監事による監査を、平成20年度は15事務所において受け、業務執行についてチェックを受けた。

外部有識者が構成員となっている入札等監視委員会を、平成20年度は4回開催し、入札・契約事務についてチェックを受けた。

6 . 各種対策の推進

入札・契約の競争性・透明性の確保

入札・契約過程における競争性・透明性をより一層強化するため、工事における一般競争入札の対象範囲を拡大するとともに、随意契約の見直し等の取組を継続、実施している。

- ・工事については、予定価格1億円以上を6千万円以上に拡大。
- ・調査・設計等業務については、
 - ・技術的難易度の高い業務は、予定価格100万円以上のものを、引き続き 一般競争入札で発注(従前、公募型プロポーザル方式等)し、総合評価方 式を導入。
 - ・その他の業務は、予定価格5,000万円以上のものを、引き続き一般競争入札で発注(従前、公募型の指名競争入札)。
- ・物品・役務の調達については、少額随契を除き、引き続き一般競争入札で発 注。

工事等の品質確保

機構が建設・管理する施設の国民生活上の重要性に鑑み、機構が発注者として 適切に受注者の監督、指示を行い、工事等のより一層の品質確保を図るため、以 下の取組等を継続、実施している。

- ・課長以上の熟練技術者が約1年、若手の技術職員を直接教育する「実体験による設計から工事監督までの一貫した教育」による若手技術者の技術力の向上。
- ・ベテラン、中堅、若手を配慮した人事配置、シニアスタッフの活用による技 術の承継。
- ・工事課長等会議を活用した工事課長等の工事監督の要点(粗雑工事の発見、 未然防止等)の共有、技術力の向上。

工事工程等の適切な管理等

工事等の計画に沿った完成を目指し、工事工程等の適切な管理を行うとともに、 適切な予算関連事務処理を行うため、早期発注等の計画的な業務執行、年度末ま でを契約期間とする工事が年度末に完成しない場合の繰越手続、打ち切り竣工の 手続の実施手順等の再周知、本社と現場事務所の当該事務処理の連携強化等の取 組を実施している。

また、工事着手前の法手続チェックの徹底、法令の勉強会の実施等により法手 続に要する期間等による工事遅延の未然防止の取組を実施している。

継続的に審議、監査、評価を受けることにより、内部統制の強化が図られ、本中 期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

(9)内部統制の強化と説明責任の向上

監事機能の強化

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、 以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

監事の機能については、内部統制の取組状況について監査するとともに、監事が必要と認める場合の弁護士、公認会計士との連携、監事の求めに応じた補助使用人の設置など、その機能の強化を図る。

(年度計画)

監事の機能については、内部統制の取組状況について監査すとともに、監事が必要と認める場合の弁護士、公認会計士との連携、監事の求めに応じた補助使用人の設置など、その機能の強化を図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

監事機能の強化を着実に進めるため、本年度は監事監査要綱をあらため、監査室以外の職員の監査 業務への補助を行うこととした。

(平成20年度における取組)

監事機能の強化

監事機能の強化を図るため監事監査要綱を改正し、監事が監査室の職員以外の職員 に監査業務を臨時に補助させることができるよう措置するとともに、必要に応じ弁護 士等と情報交換・調査依頼等をすることができるよう措置した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

内部統制の取組状況について、引き続き重点的に監査を実施するとともに、必要に応じ業務の改善を行うことにより、中期計画に掲げる内部統制の強化・業務の適正性が確保できることから、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

	272	
-	213	-

(9)内部統制の強化と説明責任の向上

入札契約制度の競争性・透明性の確保

1)入札契約制度における競争性・透明性の強化

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、 以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

入札契約制度における競争性・透明性の強化のため、一般競争入札等の対象範囲 の拡大及び随意契約の見直しを図る。なお、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には競争性、透明性が十分確保される方法 により実施する。

また、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査により 徹底的なチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視 を行う。

(年度計画)

入札契約制度における競争性・透明性の強化のため、一般競争入札等の対象範囲 の拡大及び随意契約の見直しを図る。なお、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には競争性、透明性が十分確保される方法 により実施する。

また、入札・契約の適正な実施について、監査及び会計監査人による監査により 徹底的なチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視 を行う。

(年度計画における目標設定の考え方)

建設工事の一般競争入札の対象については、平成20年4月から従来の1億円以上を6千万円以上に拡大して実施する。また、建設コンサルタント業務等においても、従前企画競争又は公募の手続によっていた技術的難易度の高い業務について、また、その他の5千万円以上の業務についても新たに一般競争入札を導入することとした。

随意契約の適正化については、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」の厳格な運用 を図ることとした。

(平成20年度における取組)

入札契約制度における競争性・透明性の強化

1.一般競争入札等の対象範囲の拡大及び随意契約の見直し

(1)一般競争入札について

建設工事の一般競争入札の対象については、平成20年4月から従来の1億円以上を6千万円以上(6千万円未満は指名競争)に拡大して実施した。また、建設コンサルタント業務等においても、従前企画競争又は公募の手続によっていた技術的難易度の高い業務については1百万円以上、また、その他の業務についても5千万円以上で新たに一般競争入札を導入した。

なお、平成19年7月以降、機械設備工事及び電気工事については、予定価格250万円未満を除き、全て一般競争入札としているところである。

この結果、平成20年度における一般競争入札方式の拡大状況は以下のとおり

	平成19年度	平成20年度	
工事件数	6 4 7 件	6 4 9 件	予定価格 250 万
うちー般競争	188件	2 4 2 件	円以上
一般競争の割る	≥ 29%	3 7 %	
工事金額	46,934 百万円	35,353 百万円	
うちー般競争	30,834 百万円	21,898 百万円	
一般競争の割る	≙ 66%	6 2 %	
	平成19年度	平成20年度	
コンサル件数	7 4 4 件	8 5 0 件	予定価格 100 万
うちー般競争	0 件	157件	円以上
一般競争の割る	≙ 0 %	1 8 %	
コンサル金額	10,715 百万円	10,974 百万円	
うちー般競争	0 円	4,990 百万円	
一般競争の割る	≙ 0 %	4 5 %	

(2) 平成20年度の一般競争入札における1者応札の比率等

一般競争入札件数(工事、コンル、物品・役務等)	うち1者応札件数	率
5 7 6件 (H19)	359件(H19)	62.3% (H19)
9 8 7 件 (H20)	691件(H20)	70.0% (H20)

平成20年度における一般競争入札件数は、平成19年度に比較して約1.7倍に増加している。その中で1者応札となった比率は、平成19年度の62.3%から平成20年度は70.0%に上昇した。1者応札が高くなった理由としては、平成20年度から、電気、機械設備、コンピュータシステムの改造・保守など、既設備等の納入業者以外の者ではリスク面で施工が困難と思われる業務(279件/691件中)を一般競争入札としたこと及び建設コンサルタント等業務において、従前随意契約としていた専門性の高い業務を全て一般競争入札としたこと(122件/691件中)が影響している。

また、従来関連公益法人との間で随意契約としていたものについては、平成20年

度から一般競争入札へと移行した。高度な専門性を必要とする建設コンサルタント業務の競争参加資格の設定については、請負参加資格、評価項目の考え方等を本社で審査し、参加者の制限をかけていないか、広く競争参加が可能となっているか、ヒアリング項目が妥当であるかなど、確認した上で競争性を確保するよう実施することとした。

(3) 随意契約について

随意契約の金額基準について、全ての項目について、平成19年度までに国の基準 と同額としている。

(参考)予算決算及び会計令(要旨)

- ・予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- ・予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- ・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- ・その他の契約でその予定価格が100万円を超えないとき。

競争性のない随意契約の平成20年度実績は、11,771百万円であり、総契約額58,854百万円に対する割合は20.0%であった。

(参考) 平成19年度の競争性のない随意契約の割合

- ・国の機関の平均 27.3%
- ・独立行政法人の平均 39.7%

競争のない随意契約の平成19年度実績12,423百万円(18.6%)に比べると652百万円減少しているものの、契約総額に占める割合は、1.4ポイント増加した。

これは、平成19年度に契約締結した大山ダム建設工事(当初契約金額162億8千万円)に見合う大型の一般競争入札案件が平成20年度になかったことに伴い、全体の契約金額が減少し、随意契約の比率が上昇したものである。

競争性のない随意契約の平成20年度実績については、全て「随意契約見直し計画」 (平成19年12月)において定めた「今後も随意契約とせざるを得ない場合」に該 当していた。これらの契約については競争性のある契約への移行は困難であると思料 されたが、今後も厳格な適用を継続し、競争が可能なものは順次競争契約への移行を 検討することとした。

また、契約書及び仕様書に業務の主たる部分を下請負することができないよう、契約書及び仕様書に記載するとともに、業務の初回打合せ時に下請負の有無を確認するなど、随意契約、あるいは一者応札の場合において、下請負に対する適正な事務を行うこととした。

2 . 監査等の実施

平成19年度に引き続き、平成20年度の監事監査計画では、「業者の選定等に係

る契約の競争性・透明性の確保状況」の監査を重点項目の一つとして掲げ、入札契約に関する監査を実施した。実地検査において、具体の契約について、施行伺・入札執行信等の決裁状況、総合評価審査小委員会等の審議状況、入札執行状況など、施行伺から契約締結に至までの一連の手続について監査を実施した。

また、随意契約に関しては、随意契約理由、背景、妥当性について「随意契約見直し計画」(平成19年12月)において定められた「今後も随意契約とせざるを得ない場合」に基づき監査を実施した。

会計監査人においては財務諸表監査の枠内で、独立行政法人監査基準に従ってチェックを受けた。

外部有識者により構成されている入札監視委員会を 4 回実施し、審査の対象となった契約について審査を受け、適正との評価を得た。

(参考)

平成20年度契約状況(工事、コンサル、物品、役務契約等)

契約の種類	件数	総額	1件あたり平均落札率
一般競争	987件	33,355 百万円	89.0%
指名競争	953件	9,823 百万円	74.9%
公募	1件	5 百万円	44.2%
随意契約	499件	15,672 百万円	99.1%
うち不落随契	145件	3,901 百万円	97.3%
うち特命随契 (競争性のない随契)	3 5 4 件	11,771 百万円	99.8%

企画競争又は公募から一般競争入札へと移行した契約件数は 138 件

特命随契とせざるを得ない理由

- 一 電気、ガス等ライフラインの継続供給(供給元が一の場合のみ)
- 二 庁舎、宿舎等の土地建物借料
- 三 リース物品の継続借料(複数年契約制度導入までの間)
- 四 災害応急復旧工事等、緊急を要する場合の工事、役務等
- 五 施設管理規程等に規定された機構施設の国又は地方公共団体等への管理委託
- 六 特許技術、著作権の対象となる契約
- 七 建物の賃貸条件として維持補修業者が特定されているもの
- 八 法令、条例等により相手方が特定されている業務
- 九 その他、契約職等が特に必要と認め、本社所管部室が事前に了承した場合

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

入札契約制度における競争性・透明性の強化については適正に実施しており、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

(9)内部統制の強化と説明責任の向上 入札契約制度の競争性・透明性の確保

2)ホームページ等での公表

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、 以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

入札契約の結果及び随意契約見直し計画に基づく見直し状況等をホームページ等 を通じて公表する。

(年度計画)

入札契約の結果及び随意契約見直し計画に基づく見直し状況等をホームページ等 を通じて公表する。

(年度計画における目標設定の考え方)

独立行政法人における随意契約の適正化については、平成19年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」のうち、独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置の一つとして位置づけられ、各法人が策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げることとされたところである。また、「独立行政法人における随意契約の適正化の推進について(依頼)」(平成19年11月15日付総務省行政管理局長、行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡)において、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号財務大臣通達)に掲げられた各項目に準じて各法人において公共調達の適正化に取り組むよう要請すること他の要請があり、平成20年1月以降月単位で少額を除くすべての契約案件を公表することとなった。

(平成20年度における取組)

ホームページ等での公表

平成20年1月分から継続して「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号財務大臣通達)に基づく入札結果等のホームページによる公表を行った。また、随意契約については平成19年12月に策定・公表した「随意契約見直し計画」に図り実施するとともに、年2回のフォローアップに加え、「公共調達の適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づき、各月毎に入札結果等のホームページによる公表を実施した。

「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号財務大臣通達)に基づく入札結果等のホームページによる公表を引き続き継続すること及び随意契約見直し計画のフォローアップを着実に実施していくことにより、透明性の確保及び説明責任の向上を図る。

(9)内部統制の強化と説明責任の向上 談合防止対策の推進

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、 以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の、既に実施したペナルティ強化に併せて、全職員及び退職予定者に対し、談合防止、退職後の法令遵守に係る説明会を開催するとともに、既退職者については、希望者に対し、法令遵守意識の啓発のための説明会を開催するなど、法令遵守の徹底を図る。

(年度計画)

談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の、既に実施したペナルティ強化に併せて、全職員及び退職予定者に対し、談合防止、退職後の法令遵守に係る説明会を開催するとともに、既退職者については、希望者に対し、法令遵守意識の啓発のための説明会を開催するなど、法令遵守の徹底図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

談合防止のために、独占禁止法等に係る研修・説明会を実施することにより、コンプライアンスの 徹底を図ることとした。

(平成20年度における取組)

談合防止対策の推進

談合等、不正行為に関わった業者に対する指名停止期間の延長等の既に実施したペナルティ強化を継続するとともに、平成19年度に全職員に対し、談合防止に係る説明会を実施し、退職予定者に対する談合防止、退職後の法令遵守に係る説明会を実施したことを踏まえ、平成20年度においては、新規採用職員及び20年度末退職予定者に対し、談合防止等についての説明を実施した。

また、管理職研修、広く職員が参加できる本社、支社・局での研修等で、独占禁止 法等に係る研修を実施するとともに、機構(旧公団)の既退職者中、希望者(機構ホームページで、平成19年10月より案内)に対し、法令遵守についての説明を行う こととしている。

また、違約金特約条項について、平成20年7月2日付けで改正を行い、課徴金免除業者との契約のうち、違反行為対象契約に該当するものについても違約金を請求することができるよう措置した。

新規採用職員及び退職予定者に対する説明会の継続的実施及び独占禁止法に関する研修等を実施していくことにより、コンプライアンスの徹底が図られ、本中期目標期間中、着実にその目的が達成できると考えている。

(9)内部統制の強化と説明責任の向上 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、 以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況及び関連法人との間の補助・取引等の状況について、 一体として公表する。

(年度計画)

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況及び関連法人との間の補助・取引等の状況について、 一体として公表する。

(年度計画における目標設定の考え方)

関連法人との関係についてホームページに公表することにより透明性を図ることとした。

(平成20年度における取組)

関連法人への再就職及び契約等の状況の公表

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から 関連法人への再就職の状況(役職、氏名、就任年月日、経歴) 関連法人との間の補助・取引の状況(関連図、債権債務の状況)については、売上高に占める公表対象法 人の発注に係る額が3分の2以上である法人について、ホームページに一体として公表した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

関連法人との間における人と資金の流れ等については、ホームページにおいて公表した。継続して取り組むことにより、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。



(9)内部統制の強化と説明責任の向上 財務内容の公開

1)国民への財務内容の公開

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、 以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

財務内容の透明性の確保を図るため、引き続き財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置くものとする。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても積極的に公表する。

(年度計画)

財務内容の透明性の確保を図るため、引き続き財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置くものとする。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても積極的に公表する。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構の説明責任の向上のため、積極的に財務諸表等の公開を行うこととした。

(平成20年度における取組)

国民への財務内容の公開

平成19年度の財務諸表については、独立行政法人通則法第38条第1項の規定に基づき国土交通大臣から平成20年9月19日に承認を受け、同日に機構ホームページに掲載するとともに、事業報告書の作成にあたっては、経年の財務情報を記載し、なおかつ財務諸表へのリンクを貼り付けることにより、容易に財務諸表を閲覧出来るようにしたほか、今年度から、財務諸表を解りやすく解説した決算概要を作成しホームページに掲載した。

さらに、平成20年9月19日から本社、支社、局及び全事務所において、財務諸 表等の閲覧を開始し、その閲覧場所についての周知をホームページを通じて行った。

また、開示すべきセグメント情報については、独立行政法人水資源機構の財務及び会計に関する省令(平成15年国土交通省令第104号)により、勘定を設けて整理することとされている「区分経理による」もののほか、施設をその機能により区分する「施設の機能別による」もの及び施設の効用の及ぶ地域により区分する「水系によ

る」ものの3種類のセグメントについて、平成19年度の財務諸表において公表した。



図 - 1 ホームページ画面(その1)

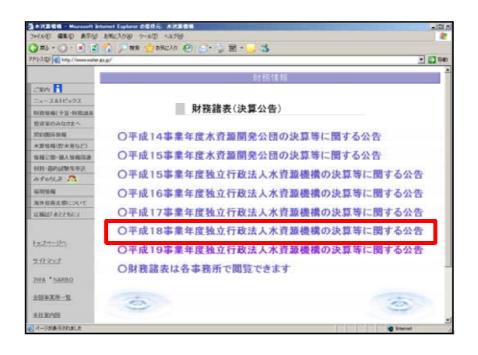


図-2 ホームページ画面(その2)



図-3 ホームページ画面(その3)

財務内容の透明性の確保を図るため、財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社、支社、局及び全事務所に備え置くことで、閲覧できる環境を整備した。また、国民へのサービス向上を図るため、セグメント情報についても「区分経理による」もの、「施設の機能別による」もの及び「水系による」ものを公表した。これらの取組を実施することにより、中期計画に掲げる財務内容の公開(国民への財務内容の公開)については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。



(9)内部統制の強化と説明責任の向上 財務内容の公開

2)機関投資家への財務内容の公開

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、 以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

市場を通じ業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び各年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともに、ホームページに掲載するなど、引き続き業務運営の透明性を確保する。

(年度計画)

市場を通じ業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び平成19年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともに、ホームページに掲載するなど、引き続き業務運営の透明性を確保する。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構の説明責任の向上のため、機関投資家等へ開示情報の充実を図り、積極的に公開することとした。

(平成20年度における取組)

機関投資家への財務内容の公開

財投機関債の発行に際し、機構の業務概要及び平成19年度決算の内容を盛り込ん だ資料を作成のうえ、平成20年10月2日に機関投資家・アナリスト等を対象に決 算等説明会を開催したほか、機関投資家・アナリスト及び金融機関等向けに、債券発 行に係る情報等を適宜ホームページに掲載し、業務運営の透明性を確保した。



写真 - 1 決算等説明会状況



図 - 1 ホームページ画面

機構が発行する財投機関債について、投資家に提供する信用リスク情報として、格付会社から、平成19年度に引き続き、AA+(格付投資情報センター及び日本格付研究所)の格付けを取得した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

機関投資家からの一層の理解が得られるよう、機構の業務概要及び平成19年度 決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、説明会を開催した。同説明会については毎年度継続して行うこととしている。これにより、中期計画に掲げる財務内容の公開 (機関投資家への財務内容の公開)については、本中期目標期間中、着実にその目 的を達成できると考えている。